

久喜市定額減税不足額給付金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、物価高騰が市民の生活に甚大な影響を与えている状況を踏まえ、令和6年度税制改正における定額減税による恩恵を十分に受けられない所得水準の納税義務者に対し、久喜市定額減税不足額給付金（以下「不足額給付金」という。）を支給する久喜市定額減税不足額給付金給付事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「定額減税」とは次に掲げるいずれかの特別税額控除をいう。

- (1) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3に規定する所得税の特別税額控除
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）附則第5条の8に規定する県民税又は市民税の所得割の特別税額控除

(支給対象者)

第3条 不足額給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、令和7年1月1日において本市に住所を有する者（地方税法第294条第3項の規定により住民基本台帳に記録されている者とみなされる者を含む。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第5号に規定する非居住者並びに令和6年分の所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分の個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

- (1) 次のア及びイに掲げる額の合計額（当該額に1万円未満の端数があるときは、これを1万円に切り上げた額）がウに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者

ア 3万円に、その者の控除対象配偶者（所得税法第2条第1項第33号の2に規定する控除対象配偶者をいう。）又は扶養親族（所得税法第2条第1項第34号に規定する扶養親族をいう。）である者（いずれも令和5年12月31日において国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年分の所得税額（定額減税を除く税額控除後の額をいい、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）第4章に規定する復興特別所得税を含まない。）を差し引いて得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）

イ 1万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族（地方税法第292条第1項第9号に規定する扶養親族をいう。）である者（いずれも令和6年12月31日において国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年度分の個人住民税所得割の額（定額減税を除く税額控除後の額をいう。以下同じ。）を差し引いて得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）

ウ 久喜市定額減税調整給付金給付事業実施要綱（令和6年久喜市告示第326号）第6条の規定により決定した給付金（以下「当初給付金」という。）の額

(2) 令和6年分の所得税額及び令和6年度分の個人住民税所得割の額が0であり、令和6年分の所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者（当初給付金の給付対象であった者（控除対象配偶者又は扶養親族として加算されるものを含む。）又は物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和5年法律第81号）第2条第1号、同法施行規則（令和5年内閣府・総務省・財務省令第1号）第2条第1号ロ、ハ若しくはニに掲げる世帯に属する者を除く。）

(3) 令和6年分の所得税額及び令和6年度分の個人住民税所得割の額が0

であり、地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者である者（当初給付金の給付対象であった者（控除対象配偶者又は扶養親族として加算されるものを含む。）又は物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律第2条第1号、同法施行規則第2条第1号ロ、ハ若しくはニに規定する世帯に属する者を除く。）

2 前項第1号アに掲げる額は、その者の確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和6年分の所得税額又は令和7年度分の個人住民税に係る課税情報から推計した額とする。

3 第1項第1号ア及びイに掲げる額は、令和7年6月2日時点における住民税課税台帳等に基づき算定するものとする。

（不足額給付金の額）

第4条 前条第1項第1号に規定する支給対象者に対して支給する不足額給付金の額は、同号ア及びイに掲げる額の合計額（当該額に1万円未満の端数があるときは、これを1万円に切り上げた額）からウに掲げる額を差し引いた額とする。ただし、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日において本市に住所を有する者（地方税法第294条第3項の規定による住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。次項において同じ。）については、同号イを0とする。

2 前条第1項第2号及び第3号に規定する支給対象者に対して支給する不足額給付金の額は、4万円とする。ただし、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日において本市に住所を有する者については、3万円とする。

（支払予定通知書による不足額給付金の支給等）

第5条 市長は、当初給付金を口座振込で支給した者に対し、前条第1項に規定する不足額給付金の支給を決定し、定額減税不足額給付金支給決定通知書兼支払予定通知書（様式第1号。以下「支払予定通知書」という。）を送付するも

のとする。

- 2 支払予定通知書を受けた支給対象者は、市長に対し、定額減税不足額給付金受取口座変更（受給辞退）届出書（様式第2号。以下「変更等届出書」という。）を市長が定める期日までに提出することにより不足額給付金の受取口座を変更し、又は受給を辞退することができる。
- 3 市長は、市長が定める期日までに変更等届出書により不足額給付金の受給の辞退の届出があったときは、第1項に規定する不足額給付金の支給の決定を取り消すものとする。
- 4 市長は、市長が定める期日までに変更等届出書により不足額給付金の受給の辞退の届出がなかったときは、前条第1項に規定する不足額給付金を当該支給対象者に支給するものとする。

（支給申請書による不足額給付金の申請等）

第6条 支払予定通知書を受けない支給対象者は、定額減税不足額給付金支給申請書兼請求書（転入者等用）（様式第3号）又は定額減税不足額給付金支給申請書兼請求書（専従者等用）（様式第4号）を市長に提出することにより不足額給付金の支給を申請するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する申請書類（次条において「支給申請書」という。）の提出があったときは、内容を審査し、不足額給付金の支給の可否について決定するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により不足額給付金の支給を決定したときは、定額減税不足額給付金支給決定通知書兼支払通知書（様式第5号）により当該申請者に通知し、不足額給付金を支給するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定により不足額給付金を支給しないことを決定したときは、定額減税不足額給付金不支給決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

（不足額給付金の申請期限等）

第7条 支給申請書の提出期限は、令和7年10月31日とする。

2 市長は、支給対象者が前項に規定する期限までに支給申請書の提出をしなかったときは、当該支給対象者が当該申請に係る不足額給付金の受給を辞退したものとみなす。

(不足額給付金の支給が完了できなかった場合の取扱い)

第8条 市長は、第5条第1項又は第6条第2項の規定による不足額給付金の支給の決定後に、支給対象者の責に帰すべき事由により不足額給付金の支給が完了できないときは、当該支給対象者が不足額給付金の受給を辞退したものとみなす。

(不足額給付金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により不足額給付金を受給した者に対し、支給した不足額給付金の返還を求めるものとする。

(不足額給付金の支給を受ける権利の譲渡又は担保設定の禁止)

第10条 不足額給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年12月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに支給決定した不足額給付金については、第8条及び第9条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

氏名 様
現住所

久喜市長

定額減税不足額給付金（※）支給決定通知書
兼支払予定通知書

※ 不足額給付金とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分の推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割の額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

本通知に基づき本給付金の支給を受ける方は、原則として申請等の手続きは必要ありません。

令和6年の所得税（推計）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給いたします。

不足額給付金の支給額

支給額	令和7年の 所要額（④）	調整給付金（当初給付分） 支給額（令和6年）	不足額給付金 支給額
	万円	万円	万円

給付金の振込口座

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義（カナ）

下記のいずれかに該当する場合は、 年 月 日（ ）までに久喜市社会福祉課社会福祉係（電話0480-22-1111）までご連絡ください。必要書類を送付いたします。
ご連絡がない場合は支給内容、支給に同意したものとみなします。

- ☐ 各数値について重大な相違を認める場合
- ☐ 振込口座を変更する場合
- ☐ 本給付金を受給しない場合

定額減税不足額給付金受取口座変更(受給辞退)届出書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所
氏 名
電話番号

久喜市定額減税不足額給付金について、受取口座を変更したいので（標記給付金の受給を辞退したいので）、久喜市定額減税不足額給付金給付事業実施要綱第5条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

☐ ①受取口座を変更します。
【変更後の受取口座記入欄】

金融機関名				支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書き下さい				口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい					
				1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連		1普通 2当座									
				本・支店 本・支所 出張所											
金融機関番号				店番号											

ゆうちょ銀行				通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)				/	通帳番号 ※右詰めでご記入下さい				口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい			
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。				1 0 ※												

※口座名義人欄は、必ず支給対象者本人の名義の口座を、カナ（カタカナ）でご記入ください。
※ご記入の際は、数字の書き間違い（3と8など）、カナの書き間違い（濁点のある・なしなど）にご注意ください。

代理人が受給する場合は、下記の【代理人】欄に記入してください。

【代理人】

代理人	(フリガナ)	支給対象者 との関係	代理人生年月日		代 理 人 の 住 所				
	代理人氏名		明治・大正・昭和・平成 年 月 日		電 話 ()				

☐ 上記の者を代理人と認め、不足額給付金の受給を委任します。				本人氏名	署名

※代理人が受給する場合は、「代理人の本人確認書類」のコピーを代理人確認書類の貼付欄に貼付してください。

☐ ②不足額給付金の受給を辞退します。
※本給付金を受給しない場合は、上のチェック欄(□)に✔を入れてください。

代理人確認書類の貼付欄

代理人が受給する場合は、代理人の本人確認書類の
コピーを貼付してください。

- ・マイナンバーカード(表面)
 - ・運転免許証
 - ・パスポート
 - ・身体障害者手帳等
 - ・法定代理の証明書
- (上記のいずれか1つ)

定額減税不足額給付金^(※)支給申請書兼請求書(転入者等用)

※ 不足額給付金とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分の推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注:調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割の額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)
久喜市長 あて

提出日
年 月 日



裏面の【3 誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。すべての内容に誓約・同意の上、申請します。
※本様式は、不足額給付金の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。
様式第1号(支払予定通知書)が届いた場合は、本様式を使用せず、支払予定通知書に記入・返送してください。

【本様式での申請が必要な方】
●令和7年1月1日時点で住民登録のあった方(令和6年中に他の市区町村から久喜市に転入された方を含む。)で、下記の支給要件に該当する方が対象となります。具体的には以下の方が該当する可能性があります。
・令和6年所得税額が令和5年所得税額より小さかった方(例:令和6年所得が、令和5年所得よりも小さかった方)
・令和6年中に扶養親族が増えた方(例:お子さまが出生された方) など

1 申請者

(フリガナ)	生年月日	現住所
氏名		
	明治・大正・昭和・平成	
	年 月 日	電話 ()

【代理申請を行う場合】本人の委任を受けて、代理人の口座に振り込む場合は、下記を必ず記入してください。

- 代理人の範囲 ①同一世帯の親族
②別世帯の親族…本人との親族関係を証明する書類(戸籍謄本等)が必要です。
③法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人等)…登記事項証明の写し等が必要となります。

代理人	(フリガナ)	本人との関係	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名			
			明治・大正・昭和・平成	
			年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、不足額給付金申請書の提出を委任します。			本人氏名 ※法定代理人の場合は記入不要です	署名

2 振込口座(原則、1の申請・請求者の口座とします。)

(通帳等の写しを本様式に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連		本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード		支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	/	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1			

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、久喜市社会福祉課社会福祉係(電話0480-22-1111)までお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

3 誓約・同意事項 ※全ての項目を確認し、□にチェック(✓)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

① 下記の支給要件に該当します。

【支給要件】

I + II (合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。) - III > 0となる納税義務者

I 所得税分の所要額: 3万円 × 減税対象人数^{※1} - 令和6年分の所得税額

※1 納税義務者本人 + 令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

II 個人住民税所得割分の所要額: 1万円 × 減税対象人数^{※2} - 令和6年度分の個人住民税所得割の額

※2 納税義務者本人 + 令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

III 調整給付金(当初給付分)の額

以上の要件に従い、久喜市において算定した支給額が支給されます。^{※3}

※3久喜市における算定の結果、0円となった場合には、不足額給付金は支給されません。

② 不足額給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、久喜市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

提出書類

☐ 『不足額給付金支給申請書』(本書類)

※ 必要事項をご記入ください。

☐ 申請者(または代理人)の氏名など(表面の1)

☐ 振込口座(表面の2)

☐ 誓約・同意事項(裏面の3)

☐ 令和6年中に他の市区町村から久喜市に転入された方
『調整給付金の支給確認書の写し(コピー)、支給決定通知書 など』

※ 令和6年に給付された調整給付金(当初給付分)の額がわかる資料をご用意ください。

↓
受給要件に該当せず調整給付金(当初給付分)を受給していないため、上記資料をお持ちでない方は、令和6年度個人住民税分控除不足額等がわかる資料をご用意ください。

☐ 『令和6年度分個人住民税の納税通知書 または 特別徴収税額通知書 などの写し(コピー)』

☐ 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー)』

※ 給付額算出に必要な令和6年所得税額等や令和6年分所得税分控除不足額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※ 申請者の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート、障害者手帳等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(「2. 振込口座」で③をチェックした方のみ)

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

※【3 誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、給付金の支給決定ができません。)

本人確認書類等貼付用紙

本人(代理人)確認書類

※運転免許証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、
パスポート、障害者手帳等の写し(コピー)(いずれか1つ)
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳
またはキャッシュカードのコピー(ネット銀行の場合は、口座情報画面を印刷したもの)
いずれか1つを貼付してください。

定額減税不足額給付金^(※)支給申請書兼請求書(専従者等用)

※ 不足額給付金とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注:調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割の額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)
久喜市長 あて

提出日
年 月 日



裏面の【3 誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。すべての内容に誓約・同意の上、申請します。

※本様式は、不足額給付金の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。

様式第1号(支払予定通知書)が届いた場合は、本様式を使用せず、支払予定通知書に記入・返送してください。

【本様式での申請が必要な方】

●令和6年分の所得税額及び令和6年度分の個人住民税額がいずれも0円の方、かつ、
令和6年分の非課税世帯(又は均等割のみ世帯)向け給付を、世帯主又は世帯員として受給していない方であって、

・青色事業専従者 または 事業専従者の方

・合計所得金額が48万円超である方

1 申請者 ※令和5年12月2日以降に転入した方は、当時の住所を必ず記入してください。

(フリガナ)	生年月日	現住所
氏名		
	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
令和5年12月1日時点の住所	令和6年1月1日時点の住所	
□現住所と同じ □現住所と異なる(住所:)	□現住所と同じ □現住所と異なる(住所:)	
令和6年6月3日時点の住所		
□現住所と同じ □現住所と異なる(住所:)		

【代理申請を行う場合】本人の委任を受けて、代理人の口座に振り込む場合は、下記を必ず記入してください。

- 代理人の範囲
- ①同一世帯の親族

②別世帯の親族…本人との親族関係を証明する書類(戸籍謄本等)が必要です。

③法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人等)…登記事項証明の写し等が必要となります。

代理人	(フリガナ)	本人との関係	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名			
			明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、不足額給付金申請書の提出を委任します。			本人氏名 ※法定代理人の場合は記入不要です	署名

2 振込口座(原則、1の申請・請求者の口座とします。)

(通帳等の写しを本様式に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ)
		本・支店 本・支所 出張所	1普通		※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード		支店コード	2当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は) (※欄にご記入下さい)	※	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号 をご記入下さい。	1			

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、久喜市社会福祉課社会福祉係(電話0480-22-1111)までお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

3 誓約・同意事項 ※全ての項目を確認し、☐にチェック(✓)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

① 下記の支給要件に該当します。

【支給要件1】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・ 令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならなかった
- ・ 地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならなかった

【支給要件2】

以下のいずれにも該当しないこと

- ・令和6年度に実施された定額減税の対象であった
- ・令和5年度非課税世帯向け給付金(7万円)・均等割りのみ課税世帯向け給付金(10万円)、令和6年度新たな非課税世帯向け給付金(10万円)のいずれかを受給した世帯の世帯主または世帯員であった
- ・令和6年度に実施された調整給付(当初給付分)を本人分または扶養親族等分として受給した

以上のいずれの要件にも該当する場合、原則として4万円(※1)が支給されます(※2)。

※1 令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

※2 久喜市における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には不足額給付は支給されません。

② 不足額給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、久喜市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

提出書類

☐ 『不足額給付金申請書』(本書類)

※ 必要事項をご記入ください。

☐

申請者(または代理人)の氏名など(表面の1)

☐

振込口座(表面の2)

☐

誓約・同意事項のチェック(✓)(裏面の3)

☐ 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー)』

※ 受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

☐ 『事業主の令和6年分所得税確定申告書 または 青色事業専従者に関する届出書の写し(コピー)等』

※ 青色事業専従者または事業専従者の方のみをご用意ください。

☐ 『令和6年度個人住民税の納税通知書 または 課税証明書の写し(コピー)』

※ 受給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

☐ 『住民票の写し』

☐ 『世帯員全員の令和5年度及び令和6年度個人住民税の課税証明書の写し(コピー)』

➡ これら3つの書類は、令和6年1月2日以降に他の市区町村から久喜市に転入された方のみをご用意ください。

☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※ 申請者の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート、障害者手帳等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(「2. 振込口座」で③をチェックした方のみ)

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

※【3 誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、給付金の支給決定ができません。)

本人確認書類等貼付用紙

本人(代理人)確認書類

運転免許証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、
パスポート、障害者手帳等の写し(コピー) (いずれか1つ)
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳
またはキャッシュカードのコピー(ネット銀行の場合は、口座情報画面を印刷したもの)
いずれか1つを貼付してください。

久 第 号
年 月 日

定額減税不足額給付金支給決定通知書兼支払通知書

様

久喜市長

年 月 日付けで申請のあった久喜市定額減税不足額給付金については、下記のとおり支給することに決定したので、久喜市定額減税不足額給付金給付事業実施要綱第 6 条第 3 項の規定により通知します。

記

1 支給決定金額 金 円

2 振込情報

振込予定年月日		年 月 日
振込口座	金融機関名	
	支店名	
	分類	
	口座番号	
	口座名義	

【注意事項】

- ・上記内容に不備があり、給付金額が振込不能となった場合、市から申請者に確認の連絡をします。この確認の連絡がとれなかったときは、給付金が支給されないことがあります。
- ・給付金の支給後、申請書等の記載事項について虚偽があることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合は、給付金の返還を求める場合があります。

様式第 6 号（第 6 条関係）

久 第 号
年 月 日

定額減税不足額給付金不支給決定通知書

様

久喜市長

年 月 日付けで申請のあった久喜市定額減税不足額給付金については、下記の理由により支給しないことに決定したので、久喜市定額減税不足額給付金給付事業実施要綱第 6 条第 4 項の規定により通知します。

記

不支給理由